

役員の報酬等に関する規程  
公益財団法人大阪陸上競技協会

規則第10号  
平成23年4月1日

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪陸上競技協会(以下「本協会」という。)の定款第33条の規定に基づき、本会の常勤役員の報酬に関し、法令またはこの法人の定款について定めるもののほか必要な事項を定める。

(役員等)

第2条 この規程において、常勤役員とは、理事のうち本会を主たる勤務場所とし、事務局職員に準じた勤務をする者をいう。

(月額報酬)

第3条 常勤役員の月額報酬は、別表「常勤役員報酬表」のとおりとし、適用する号俸は、理事会及び評議員会の承認を経て会長が決定する。

(報酬の支給と控除)

第4条 前条の月額報酬の支給日は、毎月20日(その日が休日にあたるときは、その前日においてその日に最も近い休日でない日)とする。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用の支払い)

第5条 本会は、常勤役員がその職務の遂行にあたって負担する費用を支払うことができる。

2 常勤役員に対する通勤手当は、給与規程第11条を準用する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この実施に際し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。(公益認定に伴う名称変更)

別表「常勤役員報酬表」

(単位;円)

号俸	報酬金額
1	150,000円
2	160,000円
3	170,000円
4	180,000円
5	190,000円
6	200,000円
7	210,000円